

建設分野・運輸分野のOJT研修を応援します！（県からのお知らせ）

県では、地域における人手不足分野の人材確保・育成対策の強化をめざし、建設分野又は運輸分野に属する事業者が行う「定着支援OJT研修」について、研修受託者を募集します。（委託期間は、3ヶ月以上6ヶ月以内です。）

研修を受託された後のOJT研修について、人件費の一部を委託料として県からお支払いします。受付は、随時おこなっています。お気軽にご相談下さい。

1 研修業務の対象となる事業者

○山口県内において、現に、建設業又は運輸業を営んでいる事業者。

○次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ② 労働保険料及び県税の滞納がないこと 等

2 委託料の対象経費及び委託料上限額

(1) 委託料の対象経費

平成28年1月1日から同年11月30日の間に求職者から新たに雇用した技能系*の正社員を対象に、県との委託契約に沿ってOJT研修を実施する場合、研修実施期間の研修生及び指導者の基本賃金相当額(時間給相当額×標準8時間とし、賞与や通勤手当その他の手当は含みません。)及び実習に要する材料費等を、委託料として県からお支払いします。

※ 技能系の正社員とは、厚生労働省の職業分類における、「66自動車運転の職業」、「70建設躯体工事の職業」及び「71建設の職業」の区分に該当する正社員とします。

ただし、人手不足分野人材育成・定着支援事業の求職者向け研修事業受講者については、本研修の対象外ですのでご注意ください。

(2) 委託料上限額

① 研修生は、日額1万円を上限とし、委託料の上限額は30万円

② 指導者は、日額2万円を上限とし、委託料の上限額は60万円

※日額の上限額は、1日8時間勤務の場合ですので、勤務時間により変わります。

③ 材料費等が必要な場合は、10万円を上限として加算

①～③の総合計で、研修生1人当たり100万円を委託料の上限額とします。

3 委託を予定している業種と研修生の人数

建設業15人 運輸業15人

4 研修の受託に係る県からの説明

本研修に興味のある事業者は、県労働政策課あて連絡してください。県労働政策課職員又は県から委託を受けた人手不足分野人材コーディネータが説明にうかがいます。

問い合わせ先

山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班 (担当) 道川

〒753-8501 山口市滝町1番1号

Tel 083-933-3234

Fax 083-933-3229

E-mail a15900@pref.yamaguchi.lg.jp